

厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和8年6月1日現在)

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

入院基本料に関する事項

当院は、一般病棟入院基本料「地域一般入院料1」を算定しています。病棟では1日に6人以上の看護職員が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ・日勤帯（08：15～17：00）
看護職員1人当たりの受け持ち数は13人以内です。
- ・夜勤帯（17：00～08：15）
看護職員1人当たりの受け持ち数は13人以内です。

入院時食事療養について

入院時食事療養（Ⅰ）の届出に係る食事を提供しています。食事の提供は、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食：午前7時、昼食：午後0時、夕食：午後6時）、適温で提供しています。

施設基準届出事項

(略称)	届出名称	算定開始年月日
(歯初診)	初診料（歯科）の注1に掲げる基準	2018-05-01
(外安全1)	歯科外来診療医療安全対策加算1	2024-06-01
(外感染1)	歯科外来診療感染対策加算1	2024-06-01
(一般入院)	一般病棟入院基本料	2020-04-01
(医療安全2)	医療安全対策加算2	2023-03-01
(後発使1)	後発医薬品使用体制加算1	2023-12-01
(食)	入院時食事療養（I）・入院時生活療養（I）	2012-11-01
(糖管)	糖尿病合併症管理料	2015-12-01
(医管)	歯科治療時医療管理料	2023-04-01
(C・M)	CT撮影及びMRI撮影	2021-04-01
(歯CAD)	CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー	2020-05-01
(歯技工)	歯科技工加算1及び2	2010-08-01
(補管)	クラウン・ブリッジ維持管理料	2002-06-01
(酸単)	酸素単価	2026-04-01

明細書の発行状況に関する事項

医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。

なお、明細書は使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

保険外負担に関する事項

診断書等、実費の負担をお願いします。

病院指定診断書2,310円（税込）

外来診断書料3,080円（税込）

入院給付金診断書5,390円（税込）

その他文書料等の実費については職員にお尋ねください。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）

後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。また、医薬品の供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方等の変更に関しては、適切な対応が出来る体制を有しています。

なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら、当院職員までご相談ください。



一般名処方加算

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

また、診療報酬改定により令和6年10月より、患者さんの希望で一部の先発品（長期収載品）を処方する場合や、一般名であっても患者さんが薬局で先発品を希望される場合には、保険外の料金（選定療養費）がかかることも踏まえ、一般名処方を行っています。

※一般名処方とは
お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

